

民章
市憲市民憲章の普及を図るため
安城市民憲章活動助成事業を始めます

安城市民憲章推進協議会では、市民団体が企画・実施をする公益的な事業に対し、経費の一部を協議会が負担する「安城市民憲章活動助成事業」の対象事業を募集します。

- 対象団体 構成員が5人以上の市内で活動する市民団体で、構成員の過半数が市内在住・在勤であること
- 対象事業 市民団体が自ら企画し実施するもので、広く市民全体を対象とし、環境・福祉・まちづくり・青少年健全育成などの公益的な事業 ※ただし、次のものは対象になりません。
 - 他の補助金、助成金などを受けている事業
 - 営利、宗教、政治活動を目的とする事業
 - 町内会や子ども会などが、それぞれの地域で行う活動
- 助成方法 助成対象事業に要する経費の2分の1と、当該経費から入場料その他これに類する収入を引いた額のいずれか少ないほうの額を10万円を上限として、協議会が負担します。
- 提出書類
 - ①活動助成事業申請書

安城市民憲章

わたくしたちは、
 ＊たがいに助け合い、住みよいまちをつくりましょう。
 ＊きまりを守り、良い習慣を育てましょう。
 ＊自然を愛し、きれいな水とみどりのまちをつくりましょう。
 ＊教養を高め、若い力を育てましょう。
 ＊健康で、明るく楽しい家庭をつくりましょう。

②事業計画書(任意の様式)
 ③収支予算書(任意の様式)
 ④会則・規約・定款など団体の概要がわかるもの

●申し込み 7月1日(金)～31日(月)午前9時～午後5時に安城市民憲章推進協議会事務局(文化センター内)へ ※月曜日(祝日)の場合はその翌日を除きます。

●その他 事業採択の可否は、協議会にて決定し、書面にてお知らせします。また協議会総会において、助成対象事業の活動を発表していただきます。

問い合わせ▼安城市民憲章推進協議会事務局(文化センター内) ☎(76)1515

涯習
生学市民企画講座募集！
講座の企画・運営をしませんか？

市民の皆さんの豊富なアイデアと実行力を生かす場として「市民企画講座」を新たに行います。これは「こんな講座があったら」というアイデア・意見募集ではなく、市民の視点で考え、企画した講座を市民の皆さんの手で準備、運営するものです。

- 講座の内容・条件 次の①～④の条件を満たしていること
 - ①講座内容は、公益を目的とした内容であり、家庭教育、環境問題、国際貢献など、社会情勢の変化によって生じた課題を取り扱うものであること。特定の宗教・政治思想の普及や営利を目的としないこと
 - ②市内で開催し、広く市民全体を対象とする内容であること
 - ③2回以上の講義または実習形式であること(講演会・イベントなど参加者が多数で1回限りのものを除く)
 - ④ほかの助成金、補助金を受けていないこと
- 対象団体
 - ①構成員が5人以上の市内を拠点に活動する市民団体で、構成員の過半数が市内在住・在勤・在学であること
 - ②特定の宗教及び政治思想の普及活動をしていないこと

- 募集講座数/市が負担する経費 3講座程度/講師謝礼、会場使用料、講座開催にかかる諸経費(総額限度20万円)
- 申し込み 7月1日(金)～31日(月)に所定の様式「市民企画講座企画書」及び「市民企画講座計画書」を生涯学習課へ提出
 - ※様式は文化センターで配布。市ホームページからダウンロードもできます。
- その他
 - ①「市民企画講座企画書」の内容に基づきヒアリングを実施した後、採用する講座を決定します
 - ②採用にあたっては市からの要望や条件を添える場合があります
 - ③採用された事業は、広報あんじょう、生涯学習ガイドブックなど市の刊行物に参加者募集記事を掲載し、市民に広く周知することができま
 - ④講座終了後1か月後または3月31日のいずれか早い日に、所定の様式で結果報告書を同課へ提出していただきます

福祉

地域社会が丸となって明るい社会づくりを
第55回社会を明るくする運動7月1日(金)～31日(日)

■社会を明るくする運動街頭広報キャンペーン

- とき 7月1日(金)午前10時～午後5時
- ところ 市内スーパー、駅など
- 参加者 保護司、更生保護女性会会員

講演会

- とき 7月22日(金)午後1時30分
- ところ 市教育センター大研修室(入場自由)
- 講師/演題 松原紗蓮^{しゅれん}尼上人(浄名寺・西尾市) / 「心の闇を照らされて」

■今年の運動標語の入選作品が決まりました

第55回社会を明るくする運動に先立ち、同運動安城市実施委員会が5月に募集した標語と作文の入選作品が決まりました。標語は、1099人の応募があり、西部小学校2年の長嶋友香^{ゆか}さんをはじめ、6人が入選し、作文は39人の応募があり、明祥中学校2年の鈴木貴子^{たかこ}さんをはじめ、4人が入選しました。(敬称略)

【標語】
 最優秀賞▼「あいさつは きもちをむすぶ すてきなリボン」 長嶋友香(西部小2年) 優秀賞▼岩瀬舞^{まい}(明

◆保護司の仕事とは

法務大臣から委嘱された民間のボランティアで、地域の実情や習慣をよく理解している特性を生かし、罪を犯した人や更生しようとしている人たちに、生活の目標や指針を定め、補導援護をして、そのお手伝いをしています。

◆協力雇用主になってください！

更生保護対象者が働き場所に困っていることから、今年度の運動期間中も理解のある雇用主(協力雇用主)へのお願いを重点目標としています。

協力雇用主とは、犯罪や非行歴のある人たちを差別しないで雇用して、その更生に協力している人たちです。(現在14事業所が登録しています)

◆更生保護女性会の活動

更生保護女性会は、女性としてあるいは母親として青少年の健全育成に努め、更生保護活動に協力しています。さらに、若いお母さんなどを対象に講座を開催し、子育て支援の活動にも力を注いでいます。

シンボルマークのひまわり



昭和46年に定められたこのシンボルマークには、青少年が太陽に向かって咲くひまわりのように明るく強く成長してほしいという願いが込められています。



問い合わせ▼障害援護課



山登りが趣味の市長が、季節ごとに、その時の思いを語るコーナーです — 2005年夏 —

Hot Voice

④ 自然に抱かれている私たち



蝶ヶ岳から眺めた穂高連峰

今年のゴールデンウィーク、久しぶりに日本アルプスの山々に登り、しっかりと心の洗濯をすることができた。
長野県の豊科方面から常念岳（じょうねんだけ）を越え、蝶ヶ岳に縦走し一泊。その後、上高地へ下り、さらに二日ばかりで槍ヶ岳を往復するという行程である。
上り下りの続く連日十時間近い山歩きは、さすがにきついものだが、心の中で大自然と静かな会話を楽しめるひと時もあり、単調なつらいことばかりが延々と続く訳ではない。
空気の薄い三千m級の世界。残雪に覆われた厳しい登り斜面では「苦しい」以外にほとんど何も考えられなくなる。苦しさをこらえ数十歩を進み、立ち止まって乱れた呼吸を整え、また

さらに数十歩を進むという単純な動作を気が遠くなるほど繰り返すうちに、やがて山々はその全貌を現してくれる。大自然に溶け込んでいる自分を実感できる瞬間である。
神々しい雄大なパノラマに接すると、改めて「大自然が、私たち人間を生かしてくれている」ことに気づかされる。

人工的に環境が制御されている都市空間の中では、人間が自然をコントロールできるかのような錯覚に陥りやすい。山の原始に近い世界では、それが人間の愚かな自己過信であることに気づかされる。

東洋には古来より、大自然と人間は本来別々の存在ではなく、不可分の関係にあるという思想があった。こうした素朴な思想が、故郷の山や海や川を大切に、その文化を育んできたのである。

山で感じた「大自然に抱かれた生ある私」という、謙虚なひとりの人間としての自覚。日常生活では忘れてしまいがちなその感覚を、皆さんにも思い出して欲しい、筆をとらせていただいた。

安城市長

神谷 学

地球温暖化防止の国民運動『チーム・マイナス6%』に積極的なご参加を！

「チーム・マイナス6%」は、今年4月28日に小泉首相をチームリーダーとして発足した国民的プロジェクトです。京都議定書による日本の温室効果ガス削減目標である「マイナス6%」の達成に向けて、個々で行動するのではなく、みんなで一つの「チーム」のように力を合わせ、チームワークの意識を持ち、一丸となって地球温暖化防止に立ち向かいます。安城市は、このプロジェクトに地方自治体として、6月3日に参加登録しました。

チーム・マイナス6%が提案する温室効果ガス削減のための6つ具体的な行動

- 冷房は28℃に設定しよう（温度調節で減らそう）
- 蛇口はこまめにしめよう（水道の使い方減らそう）
- エコ製品を選んで買おう（商品の選び方で減らそう）
- アイドリングをなくそう（自動車の使い方減らそう）
- 過剰包装を断ろう（買い物とごみで減らそう）
- コンセントをこまめに抜こう（電気の使い方減らそう）



特に9月までは「夏の軽装」「冷房温度の28℃設定」「エコ製品への買い替え促進」「節水」の4テーマを中心に取り組むことを呼びかけています。

市では、地球温暖化防止と省エネルギーのため、職員の「夏の軽装」の率先行動として6月～9月までの4か月間、ノーネクタイを推奨し、市の全公共施設で冷房温度を28℃に設定しています。

皆さんも、この「チーム・マイナス6%」の主旨を理解し、季節感のある軽装に心がけ、日ごろから省エネ・省資源に努めましょう。

問い合わせ▶環境都市推進課



第1号被保険者（65歳以上の人）の平成17年度介護保険料を今月中旬にお知らせします。

■介護保険料の決め方
第1号被保険者の保険料は、前年の所得によって決まります。市では下記年額表のとおり、5段階に設定しています。なお、保険料の納付方法は、受け取る年金の種類と額によって異なります。

〈基準〉
老齢年金・退職年金が
年額18万円以上→特別徴収
年額18万円未満→普通徴収

■特別徴収の場合
2か月ごとに支払われる年金から、2か月分の保険料が天引きされます。老齢福祉年金、障害年金、遺族年金からは天引きされません。
4・6・8月分は、仮徴収通知書でお知らせしましたが、保険料が確定しますので、今月中旬に1年間分（4月～来年3月分）の確定保険料と年金から天引きされる額をお知らせします。

なお、今年の10月から特別徴収になる人は、4月～9月の6か月分の保険料を7・8・9月の3回に分けて納付書または口座振替で納付することになります。



問い合わせ▼高齢福祉課

〈こんなときは普通徴収になります〉
年度途中で65歳になった人や安城市に転入してきた人は、年金からの天引きができないため、普通徴収になります。なお、翌年度の10月からは特別徴収に切り替わります。

■普通徴収の場合
7月から平成17年度分の納付が始まります。納期は7月～来年2月の毎月で、納付書または口座振替での納付になります。今月中旬に納付書または口座振替通知書をお送りします。

〈納付には口座振替が便利です〉
申し込みは、市内金融機関、郵便局、または高齢福祉課へ。
※振替希望口座の通帳とその通帳の届け出印が必要になります。

第1号被保険者保険料年額表

段階	所得状況	17年度保険料（計算方法）
第1段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者で市民税世帯非課税	16,200円（基準額×0.5）
第2段階	世帯全員が市民税非課税	24,300円（基準額×0.75）
第3段階	本人が市民税非課税	32,400円（基準額）
第4段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円未満	40,500円（基準額×1.25）
第5段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上	48,600円（基準額×1.5）

例 保険料第3段階（年額3万2400円）の場合

特別徴収での納付額（単位：円）												
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
額	5,400		5,400		5,400		5,400		5,400		5,400	

※保険料段階が前年度と同じ場合です。

普通徴収での納付額（単位：円）												
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
額				4,400	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	

※100円未満の端数額は7月分で調整します。

介護
保険

65歳以上の皆さんに介護保険料納入通知書を送付します